

第22章 その他の課題

第1節 新たな課題に関する国際的な動き

I サイバーセキュリティ

1. G 7

G 7は、金融機関に対するサイバー攻撃の脅威が増し、金融システムの安定にも影響を与えるかねないことを踏まえ、米国、英国を共同議長として2015年6月にG 7サイバーエキスパートグループを設置した。

エキスパートグループでは、金融セクターにおけるサイバーセキュリティの現状分析や、G 7各国間の連携を模索することを目的として活動を行っており、2016年10月11日、金融機関がサイバーセキュリティ対策を講ずる上で、重要と考えられる「基礎的な要素」を策定し、公表した。

「基礎的な要素」では、金融機関がサイバーセキュリティ対策を講ずる上で重要なポイントとして、①サイバーセキュリティ・ストラテジーとフレームワーク、②ガバナンス、③リスク管理の評価、④モニタリング、⑤インシデント発生時の対応、⑥復旧、⑦情報共有、⑧継続的な学習、の8項目を示している。

現在、エキスパートグループでは、①サイバー対策の実効性評価の向上、②サードパーティリスク（金融機関の顧客等第三者との関係で生じるサイバーリスク）、③他の分野（エネルギー・通信）との協調などについての議論が行われている。

2. IOSCO

各委員会の横断的な検討の結果として、2016年4月に「証券市場におけるサイバーセキュリティ」と題する報告書を公表した。本レポートにおいて、①サイバーセキュリティ及びフィンテックの注視、②情報共有プラットフォームの開発及び保守、③年次円卓会合開催及び④机上訓練の主導をマンデートとする、組織の設置が提言された。かかる提言を踏まえ、現在IOSCOでは、新たにサイバーリスクに係る組織の設置が検討されている。

3. CPMI-IOSCO

2014年、CPMIとIOSCOは、清算機関等の金融市場インフラ（FMI）に対するサイバー強靭性のガイダンスを策定することを主なマンデートとするサイバーセキュリティに関する作業部会（WGCR）を設置し、2016年6月に「金融市場インフラのためのサイバー攻撃耐性に係るガイダンス（サイバーガイダンス）」を公表した。本ガイダンスは、サイバーリスク以外の他のオペレーション・リスク等を含むFMI原則を補完するものとされており、ガバナンス、リスクの

特定、サイバー攻撃の防御、対応及び復旧といった主要なリスク管理要素等を示している。今後、W G C R の作業は、本ガイダンスの普及・啓蒙と F M I におけるサイバーセキュリティ強化に向けたベストプラクティスの共有へと移行する。

II 金融包摂

2009 年 9 月の G 20 ピッツバーグ・サミットにおいて、途上国における金融アクセス支援を目的とした、G 20 金融包摂専門家グループの創設が決定。貧困層への金融アクセス支援と、中小企業のための官民連携による新たな資金支援スキームの検討を行うことが表明された。その後、G 20 金融包摂専門家グループの活動を引き継ぐ形で、2010 年 12 月のソウル・サミットにおいて金融包摂のためのグローバル・パートナーシップ（G P F I : Global Partnership for Financial Inclusion）が発足。2014 年 9 月には金融包摂のための行動計画（F I A P : Financial Inclusion Action Plan）が策定された。行動計画は 2017 年が改訂年となっており、強制移住者、デジタル金融、持続可能な開発目標といった新たなテーマを盛り込み 2017 年 5 月の G P F I 総会で承認され、7 月の G 20 首脳会合に提出された。

III グリーンファイナンス

2015 年 12 月、2016 年 G 20 議長国である中国が主導し、民間資本を如何に環境に配慮した投資に向かわせるかを検討するための作業部会として、G 20 の下に、Green Finance Study Group (G F S G) が立ち上げられた。G F S G は 2016 年 9 月の G 20 首脳会合に向けて報告書を公表し、グリーンファイナンス促進のための課題（環境リスク分析の能力やグリーンファイナンスの定義の不足など）を取り上げ、グリーンファイナンス促進のための 7 つのオプション（環境リスク分析の手法に関する情報共有や、グリーンファイナンスに係る指標や定義の策定など）を提示した。

2016 年、G F S G は次の議長国ドイツに引き継がれ、環境リスク分析（Environmental Risk Analysis）と、公的に利用可能な環境情報（Publicly Available Environmental Data）の 2 つについて議論を行った。本年 7 月 7 日・8 日の G 20 首脳会合に向けて報告書が公表され、環境リスク分析手法及び環境情報の利用可能性の改善のためのオプションが提示された。

IV フィンテック

2017 年の G 20 議長国であるドイツは、G 20 で取り組むべき優先分野の一つとして、技術革新がもたらす金融のデジタル化の影響を挙げている。これを受け、F S B に FinTech Issue Group (F I G) が設置され、金融のデジタル化の影響と当局が注視すべき論点について検討を行っている。

F I G は、今年の G 20 首脳会合に向けた報告書を作成しており、当該報告書では、FinTech によって重大な金融安定リスクは生じていないと結論づける一方で、

各国の更なる協調が必要な分野として以下を挙げている。

- ① サードパーティから生じるオペレーション・リスクの管理
- ② サイバーリスクの抑制
- ③ 金融システム上のリスクの監視

第2節 米国政権の交代

2016年11月の大統領選挙で勝利したトランプ氏が2017年1月に米国大統領に就任した。金融規制関連では、2017年2月に、米国の金融システムを規制するための主要原則についての大統領令を発出した。同大統領令を受けて、2017年6月、金融規制の見直しに関する米国財務長官の報告がなされた。

第3節 英国EU離脱（B r e x i t）

英国では2016年6月、EU離脱に関する国民投票が実施され、離脱支持が過半数を超えた。これを受け、2017年3月には、英国はEUに対し正式に離脱を通知した。離脱交渉期限は2019年3月（通知の2年後）であることから、今後の離脱交渉の行方が注目されている。日本政府は、2016年7月に「英国のEU離脱に関する政府タスクフォース」を立ち上げ、各業界の状況、取組み等を踏まえて、同年9月に「英国及びEUへのメッセージ」を発出する等の対応を取っている。